

(別紙) 交付申請時の補助対象経費について

1. 補助金交付の意義

補助金は、大変厳しい財政状況の中、国民及び県民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われており、補助金の交付にあたって公益性が求められるため、補助制度にはその公益性を担保するための要件、制限等が必要となります。

このため、補助制度は、制度の実効性と公益性をできるだけ両立させ、最小限の経費で最大限の効果
を上げられるよう運用される必要があります。

2. 補助対象経費について

経費区分毎の詳細は下表のとおりとなります。なお、下表に該当しない経費については補助対象外となるため、ご注意ください。

区分	経費	詳細	留意事項
会場整備費	小間料	見本市への出展に係る小間料 (オンライン見本市等においては、出展に係る登録料、参加料等)	<ul style="list-style-type: none"> 出展申し込みは交付決定日以前でも可 <u>事前に出展申し込み済の場合は「交付決定前着手届」を提出すること</u>
	会場装飾料	ブース装飾等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ブース装飾にかかる委託料等が対象
	借料及び損料	備品等の借上に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 什器などの備品等のレンタル料金が対象 購入は対象外
その他	配布資料等の作成費	配布パンフレット等の資料作成に要する経費 (オンライン展示会等においては、出展に係るコンテンツ作成費等)	<ul style="list-style-type: none"> 展示会で配布するものが対象
	保険料	展示品等の輸送に係る保険加入に要する経費	-
	その他経費	上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める経費	-

- 1) 上記費用はすべて、消費税及び地方消費税等に係る仕入控除額を減額した経費が対象となります。
- 2) 事業の効率的な実施を図るため、又は緊急その他やむを得ない事情により、本補助金の交付決定前に当該事業に着手する場合は、公益財団法人わかやま産業振興財団 国内個別出展支援事業費補助金 交付要綱 第6条第3項に定める「補助金交付決定前着手届(別記第4号様式)」を併せてご提出ください。
- 3) なお、会場整備費を申請しない場合でも、実績報告書提出の際に、出展が確認できる資料をご提出いただきます。